

北上市告示乙第6号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

北上市長 八重樫 浩 文

1 施設の名称

- (1) 北上市民江釣子体育館
- (2) 江釣子勤労者体育センター
- (3) 北上市民江釣子野球場
- (4) 北上市民江釣子運動場
- (5) 北上市民野中ふれあい広場
- (6) 北上市民日平ふれあい広場
- (7) 北上市民やまつみふれあい広場

2 指定管理者

北上市村崎野15地割312番地8

株式会社小原建設

代表取締役 小 原 学

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで